# 消費生活審議会及び消費生活紛争処理委員会議事録（概要）

１　日　時　　平成２２年５月１８日（火）　午前１０時～１２時００分
２　場　所　　県庁北別館５０４号会議室
３　出席者（敬称略）

（ 消費生活審議会委員 ）池谷委員、石井委員、今村委員、風間委員、込山博委員、込山芳行委員、齊藤委員、清水委員、高橋委員、手塚委員、深澤委員、渡邊則明委員、渡邊真弓委員

（消費生活紛争処理委員）飯窪委員、大森委員、勝川委員、小林委員、水上委員

（事　　務　　局）企画県民部長、消費者安全・食育推進課長、県民生活センター所長、消費生活担当（４人）、県民生活センター相談スタッフ（１人）

４　議事
（１）消費者行政の概要について
（２）最近の消費者相談の概要について
（３）山梨県消費者行政活性化基金事業について

５　議事の概要

（議長）
それでは皆さんにご協力いただきながら、進行をさせていただきます。ぜひ活発な意見をお願いします。では議事に入ります。議事の（１）「消費者行政の概要について」を事務局より説明をお願いします。

（事務局）　資料に基づき説明

（議長）
「消費者行政の概要について」の説明がありました。何かご意見、ご質問ありますか。

（委員）
安全・安心を守る会議は多重債務問題に特化しているのですか。昨年度は何回開催しましたか。

（事務局）
多重債務問題に特化はしていませんが、昨年度は多重債務問題の各関係機関の取組みが議題となりました。他に多重債務問題の市町村の状況や、貸金業法の改正関係などがあります。昨年度は１月に１回、開催しています。

（委員）
　消費者行政活性化のための意見交換会の成果は何ですか。

（事務局）
　昨年度は１１月と３月に２回開催し、参加者全員から意見をいただきました。地域のネットワーク作りに貢献していると考えています。今年度も定期的に開催する予定で、色々なご意見をいただきたいと思っています。

（委員）
　消費者行政推進会議の設置目的は何ですか。代表者は誰になりますか。

（事務局）
　県庁内の消費者行政の総合推進、情報の共有化、すきま事案の対応を目的としています。庁内の２０課で構成され、ほとんどの部局から参加いただいています。代表者は、企画県民部理事になります。

（委員）
　消費者団体への補助金は、二分の一の助成になっています。できれば基金の事業として、全額補助の事業を実施していただけないですか。

（事務局）
　県の財政が非常に厳しい中、既存の補助金がなんとか継続されている状況について、ご理解をいただきたいと思います。基金事業として、消費生活地域講座委託事業を計画していますので、ぜひ参加してください。

（委員）
　昨年度の景品表示法、特定商取引法の事業者指導の数は、どのくらいありましたか。具体的にどのような内容の指導でしたか。

（事務局）
　景品表示法は１１件の受付があり、優良誤認で２件の文書注意を行いました。食品の関係が多かったようです。
　特定商取引法については、行政指導は０件でした。

（議長）
　よろしいでしょうか。では議事の（２）「最近の消費者相談の概要について」の説明をお願いします。

（事務局）　資料に基づき説明

（議長）
　詳細な説明をありがとうございました。資料の後半部分では様々な手口が紹介されていて、非常に参考になります。私自身も不振なメールや電話が来たことがあり、住所や電話番号等の情報を巧みに利用されているなと感じました。
　何かご意見、ご質問はありますか。それでは議事の（３）「山梨県消費者行政活性化基金事業について」の説明をお願いします。

（事務局）　資料に基づき説明。

（議長）
　ありがとうございました。ご意見、ご質問はありますか。

（委員）
　消費生活相談員養成研修が計画されていますが、県内の市町村については、消費生活相談員の採用募集の情報を聞いたことがありません。受講生の雇用の見込みはあるのですか。

（事務局）
　消費生活専門相談員の有資格者が、県内にほとんどいない状況にあっては、相談員の養成は緊急の課題と考えています。雇用の確約はできませんが、市町村での相談会、講習会や、短期雇用などの活用を期待し、市町村にもお願いしています。人材バンクに登録させていただき、県や市町村での活躍の場を待ちたいと考えています。

（委員）
　市町村や団体で啓発講座などを行うときには、きちんとした方向性を示して貰える専門資格を持つ講師が必要になりますが、現在はなかなか専門性を持つ人材が見つからない状況です。地域の指導者としても活躍を期待できるので、しっかりした人材の育成を望みます。

（議長）
　前回の審議会でも発言させていただきましたが、そういった専門性の高い資格を持った人材の名称が、県で委嘱されている消費生活相談員と同一では、重みに欠けるのではないでしょうか。権威を感じられるような名称への変更を考えたらどうでしょうか。

（事務局）
　ネーミングのイメージは、大切だと考えます。かなり専門性の高い職務だと思いますので、専門性を感じられるような名称への変更を、消費者庁へも呼びかけたいと思います。

（委員）
　啓発事業についてはパフォーマンス性が高い事業だと思いますが、平成２２年度については費用対効果の検証を行ってはどうでしょうか。
　また、高齢者に対する啓発はどのように行っていますか。
　また、消費者被害防止のための窓口として、県民生活センターと消費者ホットラインがあると思いますが、どのように広報していますか。二種類あることのメリットや弊害を、どのように考えていますか。

（事務局）
　啓発事業については効果測定が難しい面もありますが、内容によってはアンケート調査の実施や、皆さんの意見を伺うなど、効果的に事業を行っていきたいと考えています。
　高齢者の啓発については、県民生活センターの出前講座や、県委嘱の消費生活相談員が高齢者宅を訪問している地域活動などがあります。昨年の基金事業の地域講座委託事業では、老人クラブ連合会が啓発事業を行い、参加された高齢者の方から好評を得ました。また、今年度については、高齢者宅向けに相談窓口案内のマグネットシートの配布を計画しています。
　消費者ホットラインについては、土日に対応が可能などのメリットがあります。県民生活センターの窓口も従来から広報していることもあり、併せて広報していきます。

（議長）
　ありがとうございました。他にご意見、ご質問はありますか。よろしいでしょうか。それでは議事の（４）その他として、ご意見はありますか。

（委員）
　要望としてですが、基金事業は平成２４年度以降も継続して欲しいと思います。
　また、市町村レベルでの消費生活相談窓口が分かりづらいと感じます。分かりやすい消費生活相談窓口に向けて、県の指導を望みます。

（事務局）
　基金事業については、継続できるように全国知事会を通じて、要望しているところです。消費者庁は、夏以降に方向性を出す予定と聞いています。
　市町村の消費生活相談窓口については現在照会中ですので、その結果に応じて指導を行います。

（議長）
　事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。他にご意見、ご質問ありますか。いいでしょうか。ないようですので、会議を終了したいと思います。皆様の御協力ありがとうございました。